

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 平成24年度保険料額 決定通知書を送付

平成24年6月22日までに後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月下旬に、保険料額決定通知書を送付します。

その後75歳になられた方や住所を異動された方へは、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

### 保険料の算定方法

保険料額は、平成23年中の所得等をもとに算出した均等割額と所得割額の合計です。

所得の低い世帯の方や被扶養者であった方には保険料軽減措置があります。

### 所得の低い世帯の方の軽減

所得が一定の基準額以下の場合、所得に応じ、  
所得割額が5割、  
均等割額が2割、5割、  
8・5割、9割  
軽減されます。

### 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に入する直前に被用者保険(国保・国保組合は除く)の被扶

養者であった方は、所得割額が賦課されず、均等割額が9割軽減されます。

### 保険料の納付方法

年金からの支払(年金天引き)による納付方法です。

### 特別徴収

※口座振替による納付に変更

できません。希望される方は、国保年金課または各支所まで手続きしてください。

### 普通徴収

指定金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付や口座振替による納付方法です。

納付書が届いた方は、納期限までに忘れずに納付してください。

※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口、国保年金課または各支所まで手続きをしてください。

※既に国民健康保険税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、改めて申請が必要となります。



### 新しい「被保険者証」限度額適用・標準負担額減額認定証を送付

現在使用している被保険者証の有効期限は、平成24年7月31日までとなっています。新しい被保険者証は7月末日までに郵送していますのでご確認ください。

有効期限が切れた被保険者証は、国保年金課または各支所に返却してください。

また、入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も平成24年7月31日となっています。認定証をお持ちの方で、8月以降も該当する方には、新しい認定証を郵送していますので、交付申請は不要です。

### ◎問い合わせ:

国保年金課医療給付係

☎(55)5107

## 環境衛生のお知らせ

### 犬の飼い主の皆さんへ

犬の放し飼いとおふんの後始末に対する苦情が寄せられています。

放し飼いにより、飼い犬が子どもや他の犬をかんだり、庭や畑などを荒らしたりすることがありますので、散歩中も含め犬は必ずつないで飼いましょう。

また、犬の散歩にはふんがつきものです。散歩の際にはビニール袋などを持参し、ふんは飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

### 簡単なふんの後始末方法



### ハチに注意!

夏から秋にかけてはハチの活動シーズンです。野山などでハチに刺されるケースも増えますが、ハチはむやみに人を刺すわけではありません。



### 次の点に注意しましょう

- ・ハチが近寄ってきたり、あわてて手で払ったり駆け出したらない。
- ・ハチの巣に近づいたらゆっくりその場を離れる。
- ・黒めの服を避ける(ハチは黒色に反応します)、野山に出かける際は白めの服がオススメです。
- ※市ではハチ駆除防護服の貸し出しをしています。

### ◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

### ◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103